地方公共団体による再犯防止の取組を促進するための協議会（全国会議）

塀の向こうには誰がいるのか
～「犯罪をした者等」を知る～

―― 犯罪をした「住民」の人生から、自治体の公共性を考える ――

立命館大学　総合心理学部
准教授　山岡　あゆち

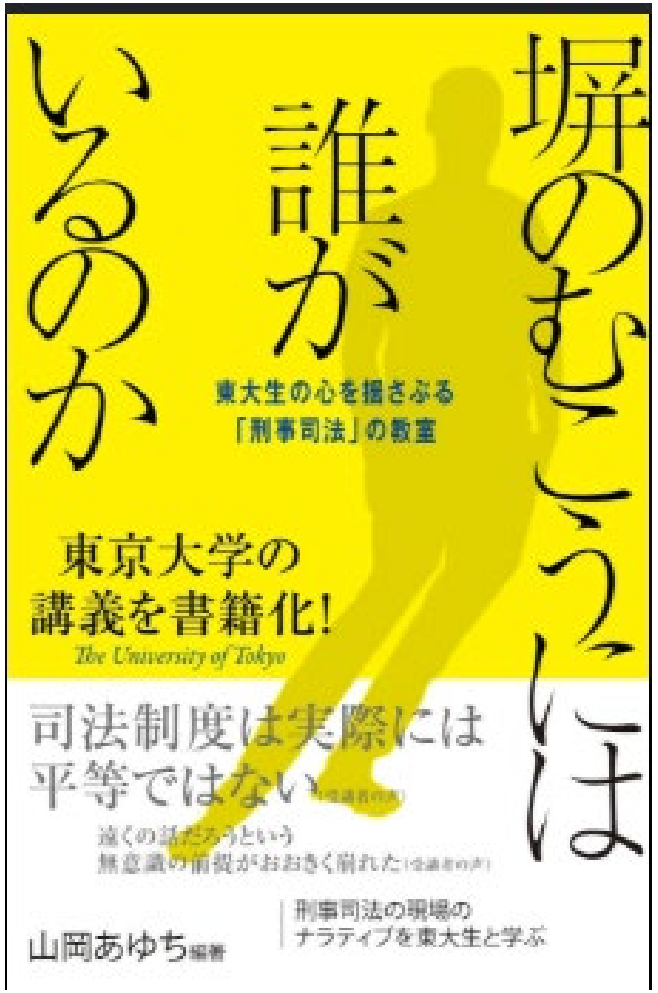
私の立場

- 法学部卒、博士（心理学）、精神保健福祉士
- 公務員（法務省矯正局）としての稼働歴

　　＝公的機関で働くということの意味

- 社会全体での「知る」「考える」ことの大切さ
- 大学教員、一般社団法人らら理事など
- 違う職種違う立場で批判が生じやすいこと

→多分野での専門家、当事者オムニバスによる刑事司法に関するゼミナール形式の授業（23～26年）



旬報社HPより

本日お伝えしたいこと

- **「受刑者」「出所者」という言葉**は制度上必要だが、**一人ひとりの個別性が見えにくくなりやすい**
- 犯罪の入口には、「理不尽」「聞いてもらえない」「居心地が悪い」「報われない」という、誰でも知っている感情がある　**連続性**
- 背景理解は**犯罪の正当化ではない。**
- **支援は免責ではなく、責任に向き合う条件整備**である
- 出所後の生活再建は、住民票・保険・住まい・医療・福祉・就労など、自治体の日々の業務と深くつながっている
- この問題に向き合うことは、制度につながりにくい**「見えにくい住民」への想像力を広げること**でもある

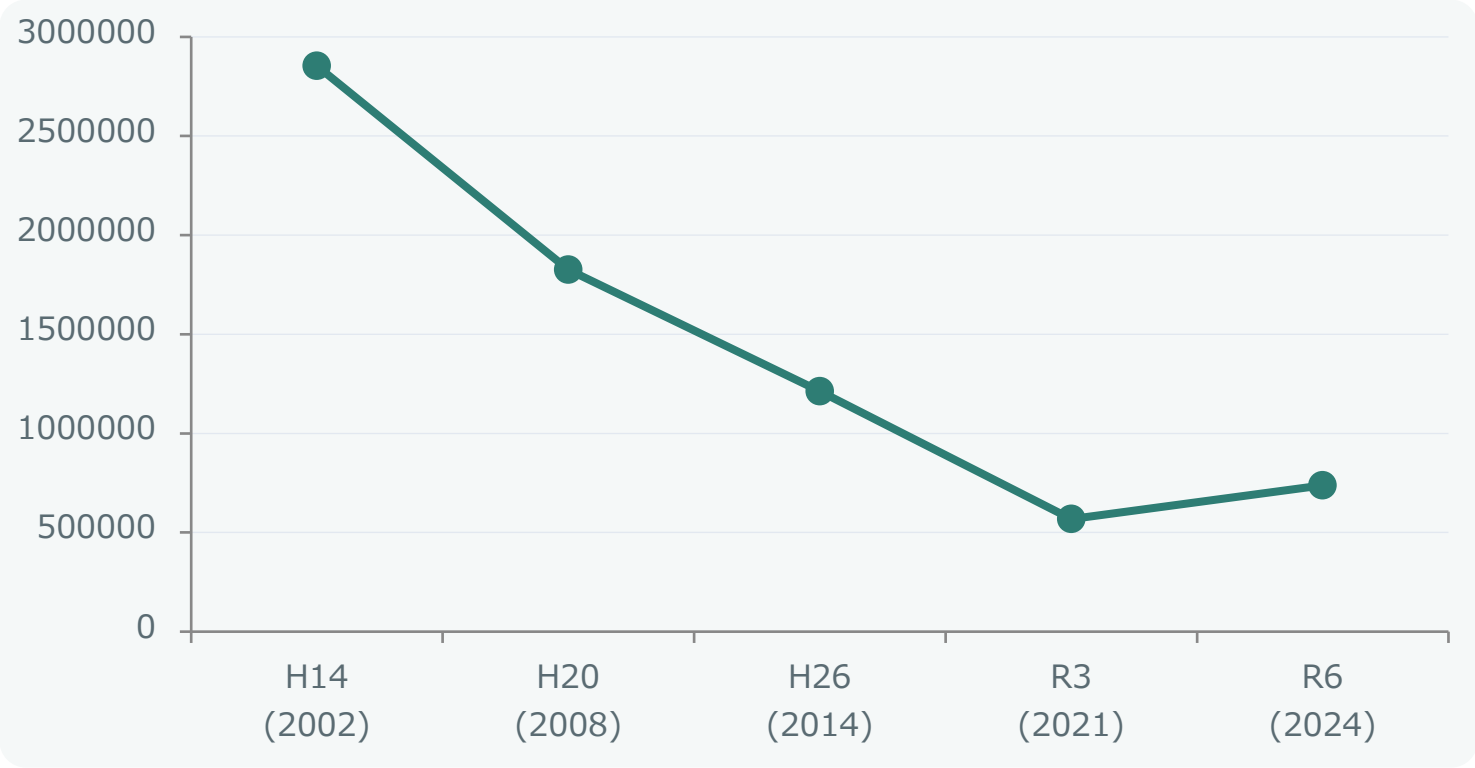
現場には、多くの制約がある

- 制度・人員・時間・予算・所掌の壁、法的根拠、個人情報、説明責任、職員の安全
- 丁寧に向き合いたくても、次の相談者が待ち、電話が鳴り、苦情が入る
- 個々の職員の善意や努力の問題ではなく、組織・制度・地域として、どこに接点を作れるか

「元受刑者」という言葉の危うさ

- 便宜上「元受刑者」「出所者」「犯罪をした人」と呼ぶが、まとめて語ると危うさがある
- 一語にすると同じ集団のように見えるが、実際は一人ひとり違う（年齢・罪名・経緯・家族・健康・特性・罪への向き合い方）
- 制度上は必要な言葉。しかし、人を理解する言葉としては、あまりに粗い。

刑法犯認知件数の長期推移



出典：法務省『令和7年版犯罪白書』

- 2002年: 約285万件でピーク
- 2021年: 約57万件まで減少
- 2024年: 約74万件へ増加
- 印象と長期的傾向の両方を見る

再犯者率の「見方」

約

半数

刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合

- ≠再犯率
- 「検挙された人のうち、過去にも検挙された人の割合」
- 個々の人の危険性を示す数字ではない
- どの支援がどれだけ効いたかを直接示すものでもない
- **犯罪が減っているにも関わらずある一定の人たちが繰り返し入所している**

 ➡ **個人の問題なのか？**
- 「社会全体の課題であること」

出典：法務省『令和7年版犯罪白書』　※記述統計

● 学生の声

犯罪を「自分の問題」として考える入口

犯罪を犯す人は「特別な人」で、私たちとは縁がない、分かり合えない人なんだろうか。

書籍より（匿名・同意済み）

以下の感情になったことはありますか？

- 理不尽なことを言われて傷ついた／説明しても聞いてもらえなかった
- 自分が悪いような反応をされた／冷たくされた
- ここは居心地が悪い／頑張っても報われない／大切にされていない
- 助けを求めたのに面倒な人として扱われた／もう何も言いたくない

- 犯罪の入口

分岐点

傷つき・つまずき・困りごと

戻れる場所がある

- 話を聞く人・眠る場所・身分証
- 連絡手段・受診・制度の知識
- 「もう一回」と思える関係

→ **日常に戻れることが多い**

戻れる場所がない

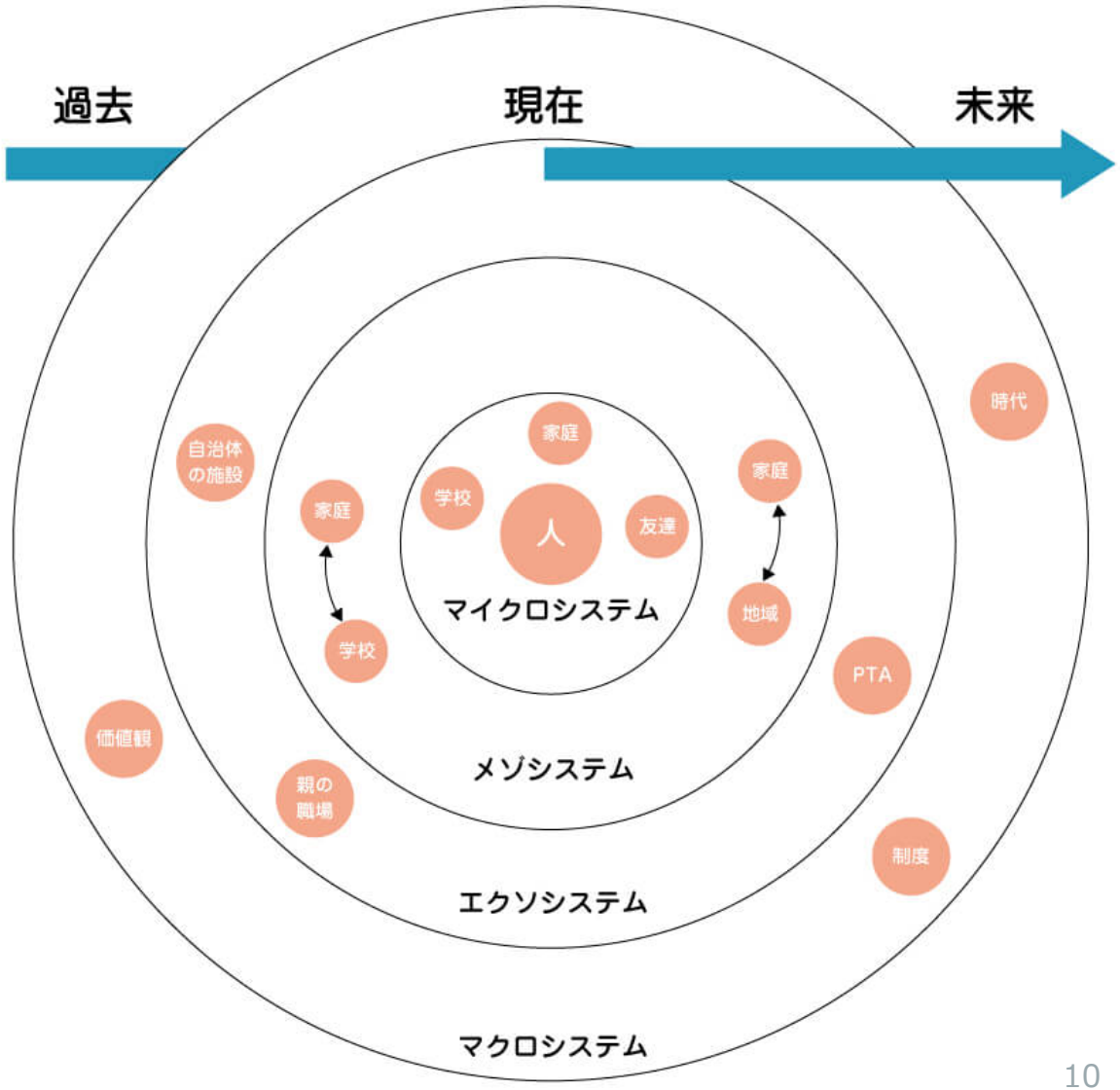
- 誰にも話せない・住まいがない
- 身分証・連絡手段がない
- 制度の使い方がわからない
- 「どうせ」

→ **孤立・あきらめが残る**

後者でも多くの人は犯罪に至らない。
ただし「入口」に近づく要因が積み重なる

加害行為の臨床的理解

- 個人のパーソナリティ，年齢や発達段階による未成熟さ，環境，周囲からの学習，能力上の制約や特性など
- 問題行動は個人だけの要因ではない。
- 友人，学級，学校，家庭，地域などの影響を受けている。



画像はhttps://psychoterm.jp/basic/development/ecological-systems-theoryより

加害者臨床で念頭におくこと

- 問題行動が**本人にとってどんな意味を持つ**のか。
- 不適切な行動であっても, 本人にとっては**”メリット“や”必要な行為（適応手段）“である**ことがある。
- 「悪いこと」「してはいけないこと」であることは本人もわかっていることが多い。
- 分かっていない場合はなぜ“わからない”か。
 - **トラウマ・インフォームド**の視点の大切さ。
 - 知的制約などがある場合も

加害者臨床で念頭におくこと

問題行動等
（犯罪・非行・いじめ・リストカット等）



問題行動の背景にある本人の問題・生きづらさ

不適切な行動の背景や意味をくみとらず，本人をとがめる・排除をした場合，反発だけでなく，根本的な解決がみられないためほかの形の問題行動として表出する可能性も。



派生する
「生きづらさ」
二次障害

犯罪行為
触法行為

保護領域からの離脱
（家庭・学校・職場）

- 学生の声

犯罪を「自分の問題」として考える入口

”葛藤や苦痛によって潰れてしまわないための手段”として犯罪や非行、という理解が重要だと感じる。行為の撲滅のみを目指すアプローチは、根本的な解決に全く結びつかない。近年、若者間で問題とされる、リストカットや市販薬のオーバードーズなどの自傷行動も同じではないか。どちらも、第三者の助けを得ながら、その根底にある課題に対処する重要な機会でないか。

書籍より（匿名・同意済み）

- 学生の声

犯罪を「自分の問題」として考える入口

犯罪にいたるまでには、様々な背景があると理解することが重要だと感じた。一方で、加害者が若年で無い場合、**積み重ねてきた負の経験の大きさ**ゆえに、支援者にも心を開きづらく、更生の可能性も低くなってしまうのではないか。年齢が上であればあるほど、出所後も孤立してしまうのではないだろうか。

書籍より（匿名・同意済み）

- 犯罪の入口

「戻れる場所」があるか

- お金・話を聞いてくれる人・安心して眠れる場所・明日食べるもの
- 携帯・身分証・受診できること・制度の使い方がわかること
- 「もう一回やってみよう」と思える関係

これらが欠けると、傷ついても戻れない

―― 孤立・怒り・あきらめが残る

- 被害について

「理解」と「正当化」は違う

- 犯罪の背景を理解すること ≠ 行為を正当化すること
- 傷つきを見ること ≠ 誰かを傷つけた責任を曖昧にすること
- むしろ背景を見なければ、本当の意味で責任に向き合うことも難しい
- 生活が整わなければ、人は自分のしたことに向き合えない

- 個別性

極端な見方を避ける

①「危ない人・反省しない人・普通とは違う人」？

②「かわいそうな人・支援されるべき弱い人」？

“ステレオタイプ2.0”（岩崎風水）

https://note.com/iwazakifuusui/n/n1a6ba45b60ee

- どちらも当てはまる人はいるかもしれない。単純化して、他者化してしまうことの危うさ

- 個別性

矛盾しない、二つの側面

- その人には力がある —— 判断する力・選ぶ力・他者に影響を与える力、時に深く傷つける力
- 同時に、その人自身が深く傷ついてきた場合もある（虐待・排除・障害・貧困）
 - 子ども時代の逆境的体験（ACE） 鈴木ら（2020）男子受刑者243名。ACE 質問紙の全 9 項目のうち，少なくとも 1 項目以上該当する者：63.44%，より深刻であるとされる ACE 得点≧ 4 の者
- 人を傷つけた人が、同時に傷ついてきた人であることがある
- 責任を問われるべき人が、同時に支援を必要としていることがある

● 視点を加える

トラウマ反応 —— 行動の背景にある身体の反応

戦う（fight）

怒り・暴言・拒絶

例：「お前らに何が分かる」

逃げる（flight）

回避・連絡途絶

例：約束に来ない、連絡が途絶える

凍りつく（freeze）

固まる・答えられない

例：質問に沈黙、視線が合わない

迎合（fawn）

過剰な従順・繰り返す謝罪

例：「はい」と答えるが行動が伴わない

性格や意欲ではなく、過去の傷つきが残した身体の防衛反応として理解できる

出典：*van der Kolk (2014)*、野坂祐子（*2019*）　※*4F*は代表的な枠組み

● 視点を加える

トラウマインフォームドケアの視点

「何が悪いのか」　ではなく　**「何があったのか」**

Realize
理解する
多くの人がトラウマを抱えうると知る

Recognize
気づく
反応のサインに気づく

Respond
反映する
業務の組み立てに反映する

Resist
再トラウマ化回避
手続きの中で新たに傷つけない

※ 全員にトラウマがあると決めつけず、行為の責任と背景は分けて扱う

出典：*SAMHSA (2014) Concept of Trauma and Guidance for a Trauma-Informed Approach.*／野坂祐子（*2019*）

背景には、複数の困難の「重なり」

- 生活困窮
- 住居不安定
- 障害・特性
- 精神疾患
- 依存症
- 虐待・被害経験
- 孤立
- 教育機会の乏しさ

これらが「重なって」現れることがある
―― ただし、貧困・障害・疾患が犯罪の原因ではない

早期に地域で見つかり、支えられていれば、別の形で扱えたかもしれない困難

出典：法務省『令和6年版犯罪白書』ほか

- **個別性**

「だから～」ではなく「何が重なったか」

- 貧困・障害・疾患が「犯罪の原因」と読むことは偏見を強めてしまう
- 犯罪に至る背景には、しばしば複数の困難が重なっている
- 「だから仕方ない」ではなく「何が重なったのか」を見る
- 本人の責任だけでも、社会がすべて悪いでも片づけられない

● 出所後

「ちゃんと働いて」の前に

- 「働いてください」「自分の責任で生活して」
- 働く以前に、どこに住むのか —— 住所・履歴書の住所はあるか
- 携帯・銀行口座・身分証・健康保険証はあるか／受診できるか
- 生活保護や障害福祉に、必要ならつながることができるか

● データ

出所時の作業報奨金（令和5年）

出所時に手元にあった作業報奨金が

1万円以下

17.6%

出所時に手元にあった作業報奨金が

5万円超

34.3%

住居・身分証・口座・受診の費用としては不十分な場合がある

生活再建の「最初の一歩」が、自治体業務（住民票・保険・福祉）と接続する

出典：法務省『令和6年版犯罪白書』（出所受刑者の作業報奨金、令和5年） ※他に中間帯が存在

● 出所後

「当たり前」は、制度の連鎖でできている

住所 → 住民票 → 健康保険 → 医療

身分証 → 携帯・口座 → 連絡・契約 → 就労・給付

どれか一つ欠けると、次の手続きが止まる

出所直後にこの連鎖を一人で組み直すのは、意欲だけでは難しい

● 学生の声

出所後の生活を、自分に引き寄せる

住所もない、口座もない、携帯もない、頼れる人もいない、そんな状況に自分が放り出されたとき、例えば万引きをしない自信はない。感情的に「再犯＝どうしようもない悪い奴」と考える前に、なぜ再犯に至ってしまったのかを考えることが重要だと感じた。

● 出所後

窓口の限界 —— 職員を「一人にしない」

- 窓口にも限界がある（所掌・前例・確認事項・職員の安全）
- 「窓口対応がよいか悪いか」の話で終わらせない
- 二次受傷のリスク（職員に負荷がかかることへのケア）
- 必要なのは、相談先・つなぎ先・役割分担・情報共有の仕組み
- 本人を支えることと、職員の安全を守ることを同時に
- 個人の感情反応と公務

● 学生の声

役所手続きの難しさへの気づき

大学に進学できる程度の学力がある人間でさえ、煩雑な役所関係の手続きには戸惑います。社会から隔離された生活を送っていた人や、十分な教育を受けられなかった人々にとっては、その困難さは想像に難くありません。

● 自治体の役割

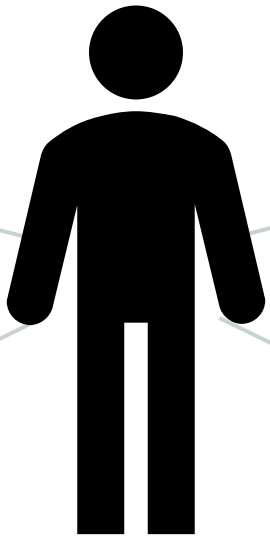
地域で暮らす土台 —— 4つの担い手の役割分担

刑事司法
保護観察所

社会内処遇

自治体（市区町村）
住民票・保険・福祉・住宅・税

暮らすための基本制度



更生保護・民間
保護司・更生保護施設・NPO
見守り／伴走／同行

都道府県
広域調整・専門支援

ネットワーク形成

● 自治体の接点

窓口で「再トラウマ化」を避ける ―― 実装の手がかり

- 同じ話を最初から何度も話してもらわない（部署間で必要な情報を共有・要点を短くまとめる）
- 個人情報を他の住民に聞こえる場所で確認しない（場所・声量・座席配置への配慮）
- 立って見下ろさず、座って同じ高さで話す（安全感をつくる）
- 「次に何が起きるか」を先に伝える（予測可能性が安心につながる）
- 選べる余地を残す（今書くか持ち帰るか、休むか別日にするか）
- 「あなたが悪い」「ちゃんとして」と聞こえる言い方を避ける（指示は具体的・短く）

※ 職員の安全との両立が前提。一人で背負う話ではなく、組織として整理する課題

出典：*SAMHSA (2014)*／野坂祐子（*2019*）を参考に、自治体窓口の文脈に翻案

大切にしたい 5つの視点

1 困りごとを見る

ラベル（前科・保護観察）より、いま何に困っているか

2 確認を切り分ける

必要な確認と、傷つけるだけの確認を区別する

3 役割を整理する

更生保護・福祉・住宅の役割を組織で整理

4 一人にしない

ケース共有・相談先・連絡体制・職員の安全

5 わかりやすさ

案内・手順・同行で生活再建の入口を広げる

新たな傷つきを
生まない地域づくり

● 学生の声

加害者支援への葛藤

加害者のための支援をずっと考えていた中で、**被害者の方のお話を聞くと、「本当に加害者への支援なんてしていいのか」「そんなに酷いことをする人間に支援したって何も変わらないんじゃないか」**というような疑問が怒りとともに湧いてくる。しかし、そこでぐっと堪える必要もあるはずだ。

支援は免責ではない —— 責任に向き合う条件を整える

- 支援＝責任の免除ではなく、責任に向き合うための「条件」を整えること
- 泊まる場所もなく、薬がなくて混乱している人に、深い反省は迫れない
- **支援を美談にしない（限界・権力性をもつ）**

「支援」の権力性への気づき

「支援」の権力性という話が印象的だった。たしかに支援といえば聞こえは良いが、「再度犯罪を起こさせないために」という目的があることを考えると、ある程度の「監視」的な側面は避けがたいだろう。完全に優しいだけの支援などありえない。**大切なのは、支援のもつ権力性に自覚的であり続けること**なのかもしれない。

結び

見えにくい人への、想像力

- 困窮・孤立・高齢・障害・依存・虐待DV・若者… 多くの政策に通じる問い
- 共通するのは、制度につながる前に何度も傷つき、見えにくくなっていること
- 社会として、どうもう一度生活につなげられるか
- 二つの問い：「受刑者」の向こうに一人の人生を想像できているか／見えにくい人を見えないままにしていないか

本日お伝えしたいこと

- 「受刑者」「出所者」という言葉は制度上必要だが、一人ひとりの個別性を消しやすい
- 犯罪の入口には、「理不尽」「聞いてもらえない」「居心地が悪い」「報われない」という、誰でも知っている感情がある
- 背景理解は犯罪の正当化ではない。
- 支援は免責ではなく、責任に向き合う条件整備である
- 出所後の生活再建は、住民票・保険・住まい・医療・福祉・就労など、自治体の日々の業務と深くつながっている
- この問題に向き合うことは、制度につながりにくい「見えにくい住民」への想像力を広げることでもある

● 出典・参考文献

本講演で参照したデータ・資料

- 警察庁「令和7年版犯罪被害者白書」資料10「刑法犯 罪種別 認知件数の推移（令和2～令和6年）」
- 法務省法務総合研究所『令和7年版犯罪白書』／『令和6年版犯罪白書』
- 法務省「第二次再犯防止推進計画」および地域再犯防止推進事業関連資料
- 野坂祐子（2019）『トラウマインフォームドケア――「問題行動」を捉えなおす援助の視点』日本評論社
- SAMHSA (2014). SAMHSA's Concept of Trauma and Guidance for a Trauma-Informed Approach. HHS Publication No. (SMA) 14-4884.
- 鈴木愛弓・仲真紀子・上宮愛・山本渉太 (2020). 受刑者における子ども時代の逆境的体験―受刑者を対象とした調査（1）― 日本心理学会大会発表論文集, 84, PE-020.
- van der Kolk, B. A. (2014). The Body Keeps the Score. Viking.（邦訳『身体はトラウマを記録する』紀伊國屋書店, 2016）
- 山岡あゆち・佐々木彩子（2025）「再入受刑者の逮捕前の就労状況と出所後の就労における被差別体験」『司法福祉学研究』24, 28-49.
- 学生の声：授業リアクションペーパー・学びのあしあと（匿名化・同意取得済みのもののみ使用）